

令和8年度十和田市農業用ドローンオペレーター育成支援事業補助金交付
要綱

(趣旨)

第1条 市は、農業用ドローンのオペレーターを育成することにより、農作業の省力化を促進し、もってスマート農業の推進に資するため、予算の範囲内において令和8年度十和田市農業用ドローンオペレーター育成支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、十和田市補助金等の交付に関する規則（平成17年十和田市規則第66号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業用ドローン 農薬の散布を主たる目的とする産業用マルチローターをいう。
- (2) オペレーター技能資格 無人航空機操縦者技能証明書（航空法（昭和27年法律第231号）第132条の41に規定する技能証明書をいう。）並びに一般社団法人農林水産航空・農業支援サービス協会が交付する産業用マルチローターオペレーター技能認定証及び農業ドローン協議会が交付する農業ドローン技能認定証明書のことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 次に掲げる要件の全てを満たす個人であること。
 - ア 市内に住所を有し、市内で農業を営んでいる者であること。
 - イ 市税の滞納がない者であること。
 - ウ 過去に十和田市農業用ドローンオペレーター育成支援事業補助金の交付を受けていない者であること。

エ 令和7年分の農業所得が400万円未満の者であること。

(2) 次に掲げる要件の全てを満たす法人であること。

ア 市内に本店又は主たる事務所を有し、市内で農業を営んでいる法人であること。

イ 市税の滞納がない法人であること。

ウ 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）に係る役員又は従業員が、過去に十和田市農業用ドローンオペレーター育成支援事業補助金の交付を受けた際の補助対象経費に係る役員又は従業員でない法人であること。

エ 十和田市農業用ドローンオペレーター育成支援事業補助金について、過去に4名分以上の交付を受けていない法人であること。

オ 令和7年分の農業所得が400万円未満の法人であること。

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助対象経費及び補助金の額は、別表に定めるところによる。

（補助金の事前申込）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める期間内に、令和8年度十和田市ドローンオペレーター育成支援事業補助金事前申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 技能資格教習の受講内容が分かる書類の写し
- (2) 補助対象経費の内訳が分かる書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申込があったときは、当該申込に係る書類を審査し、別に定める方法により、補助金の交付申請の対象となる者（以下「交付対象者」という）を決定するものとする。

3 市長は、前項の規定により交付対象者の決定をしたときは、令和8年度十和田市ドローンオペレーター育成支援事業補助金交付対象者決定通知（様式第2

号。以下「交付対象者決定通知」という。)により通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 交付対象者は、前条第1項の規定により申込を行った補助対象経費に係る補助金の交付を受けようとするときは、交付対象者決定通知を受け取った日から起算して30日以内に、令和8年度十和田市農業用ドローンオペレーター育成支援事業補助金交付申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 市税の滞納がないことを証する書類

(2) 個人にあつては次に掲げる書類

ア 令和7年分の農業所得が確認できる書類

イ オペレーター技能資格の取得に係る講習等を受講する者が交付対象者の父母、配偶者、子又は子の配偶者である場合にあつては次に掲げる書類

(ア) 当該者の住民票の写し

(イ) 当該者と交付対象者との続柄が分かる戸籍謄本等の写し

(3) 法人にあつては次に掲げる書類

ア 市内に本店又は主たる事務所を有し、市内で農業を営んでいることが確認できる書類

イ 直近の決算書の写し

ウ オペレーター技能資格の取得に係る講習等を受講する者が当該法人の役員又は従業員であることが確認できる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、交付の決定のために市が保有する前項第1号の書類に関する情報を利用することについて、交付対象者の同意を得た場合は、当該書類の提出を省略させることができる。

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付の可否を決定し、交付対象者に令和8年度十和田市農業用ドローン

オペレーター育成支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業が完了したときは、取得した技能認定証が事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに、令和8年度十和田市農業用ドローンオペレーター育成支援事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 取得した技能認定証の写し又は取得した技能認定の仮認定証の写し
- (2) 補助対象経費を支払ったことが分かる書類の写し

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の報告書等の提出を受けたときは、当該報告書等の書類を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、令和8年度十和田市農業用ドローンオペレーター育成支援事業補助金額確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 補助金は、前条の規定により額を確定した後に交付するものとする。

（補助金の請求）

第11条 補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、令和8年度十和田市農業用ドローンオペレーター育成支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月15日から施行する。

別表（第4条関係）

| 補助対象者の区分 | 補助対象経費 | 補助金の額 |
|---------------|---|--|
| 個人 | 補助対象者又は補助対象者の父母、配偶者、子若しくは子の配偶者1名分の農業用ドローンのオペレーター技能資格の取得に係る講習等に要する費用 | 補助対象経費（消費税相当額を除く。）に2分の1を乗じて得た額又は100,000円のいずれか低い額以内の額 |
| 法人（役員又は従業員1名） | 役員又は従業員1名分の農業用ドローンのオペレーター技能資格の取得に係る講習等に要する費用 | 補助対象経費（消費税相当額を除く。）に2分の1を乗じて得た額又は100,000円のいずれか低い額以内の額 |
| 法人（役員又は従業員2名） | 役員又は従業員2名分の農業用ドローンのオペレーター技能資格の取得に係る講習等に要する費用 | 補助対象経費（消費税相当額を除く。）に2分の1を乗じて得た額又は200,000円のいずれか低い額以内の額 |

備考

- 1 法人にあつては、当該法人の役員又は従業員2名分（十和田市農業用ドローンオペレーター育成支援事業補助金について、過去に3名分の交付を受けた場合は1名分）までの農業用ドローンのオペレーター技能資格の取得に係る講習等に要する費用を補助対象経費とする。
- 2 所定の教習期間の延長等に係る費用及び旅費その他のオペレーター技能資格の取得に係る講習等に関連しない費用は、補助対象経費から除くものとする。
- 3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。